

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るとし、（翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
昭和三十九年度に許可すべき保安林の立木の皆伐面積の限度。
- ◇告示 昭和三十九年度に許可すべき指定施業要件が定められていない保安林の立木の皆伐面積の限度
因幡山岳県立公園の指定
農地法による土地配分計画の作成
肥料の検査結果
漁業協同組合整備強化費補助金交付要綱の廃止
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公安告示 道路交通法による聴聞会の開催

規則

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和三十九年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十七号

職員の職の設置等に関する規則の一部を
改正する規則

職員（職の設置等に関する規則（昭和三十九年二月鳥
取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表の第五号中「・保母」を「・保母・タイピスト主
任・タイピスト」に改める。

別表の第六号中「・営農指導員」を「・営農指導員・
船員」に改める。

別表の第七号中「タイピスト主任・主事補・タイピス
ト」を「主事補」に改める。

別表の第八号中「・船員」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第六百六十三号
 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の第三第三項の規定により昭和三十九年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和三十九年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所	皆伐面積の限度	単位区域名	備考
干害防備保安林	郡 町 大字 字			
	西伯 大山 宮内ほか	一一、一八	宮内、坊領	
	赤松 門野	〇、〇六	門野	
	長田 孝靈山ほか	二、二〇	孝靈山	
	西伯 法勝寺	〇、八二	法勝寺	
	伐株 大谷奥	〇、〇五	大谷奥	

鳥取県告示第六百六十四号
 森林法施行令の一部を改正する政令附則第五項の規定により都道府県知事が期日を定める場合の基準を定める省令

(昭和三十七年農林省令第四十二号)第二項の規定により、昭和三十九年度における指定施業要件が定められていない保安林の立木の皆伐による伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和三十九年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所	皆伐面積の限度	単位区域名	備考
水源かん養保安林	市郡 町村 大字 字			
	鳥取市・気高郡・岩美郡一円、八頭郡のうち河原町及び郡家町	七八、二一	鳥取地区	
	岩美 岩美	七七、二五	岩美	
	国府 国府	三、八〇	国府	
	福部 福部	〇、〇二	福部	
	鳥取 鳥取	三〇、一五	鳥取	
	気高 気高	〇、六八	気高	
	鹿野 鹿野	一一、一三	鹿野	
	青谷 青谷	〇、〇三	青谷	
	岩美 岩美	二、五〇		

干害防備保安林

鳥取 鳥取	長谷、高路	一、六六		
-------	-------	------	--	--

二 区域図(省略)

智頭町
郡家町

鳥取県告示第六百六十六号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十二条第二項の規定に基づき土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十九年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区分	地区名	所在地	入	植	増	反	団	体	破	二	朗	摘	要
	(工区名)	郡市 町村 大字	予 定 口 数	予 定 積	予 定 口 数	予 定 積	予 定 口 数	予 定 積					
土地	岩	伏	二	反	一	一	一	一					
		西伯 名和 加茂	二	反	一	一	一	一					
計			二	反	一	一	一	一					

既入植者配分二口
(農地二口、宅地二口)

鳥取県告示第六百六十七号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第一項の規定に基づき、昭和三十九年七月から九月までに

水源かん養保安林	米子市、西伯郡一円	三三、一四	米子地区
土砂流出防備保安林	日野郡のうち溝口町及び江府町	三、六一	溝口
"	日野 溝口	二、四四	江府
水源かん養保安林	日野郡のうち日野町及び日南町	五八、四〇	日野地区
土砂流出防備保安林	日野 日野	〇、七八	日野
"	日南 日南	一、三四	日南

鳥取県告示第六百六十五号

鳥取県立自然公園条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第二号)第三条第一項の規定に基づき、次の区域を因幡山岳県立公園に指定したので、同条例同条第二項の規定により告示する。

区域図は、鳥取県商工労働部観光課及び関係町役場に備えて供覧する。

昭和三十九年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 区域の所在地

岩美郡岩美町
国府町
八頭郡八東町
若桜町

実施した肥料の検査結果を同法同条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十九年十二月一日

鳥取県知事 石

破 二 朗

(七月分)

肥料の種類

保証票添付者

検査点数

うち不合格点数

備

考

硫酸アンモニア

宇部興産株式会社

六

〇

混合りん肥

小野田肥料株式会社

三

〇

硫酸加里

三井物産株式会社

三

〇

塩化加里

日信化学工業株式会社

三

〇

第一種複合肥料

川上貿易株式会社

三

〇

第一種複合肥料

日産化学工業株式会社

九

〇

第一種複合肥料

丸星肥料株式会社

三

〇

第一種複合肥料

関西日産化学株式会社

三

〇

第一種複合肥料

神島化学工業株式会社

三

〇

第一種複合肥料

日東化学工業株式会社

六

〇

第一種複合肥料

帝国化工株式会社

六

〇

第一種複合肥料

大栄町農業協同組合

二

〇

第一種複合肥料

丸金製油株式会社

三

〇

水溶性加里不足

なたね油かす

細木 義文

三

〇

(八-九月分)

硫酸アンモニア

宇部興産株式会社

三

〇

石灰窒素

八幡化学工業株式会社

三

〇

第一種複合肥料

電気化学工業株式会社

三

〇

第一種複合肥料

日東化学工業株式会社

六

〇

第一種複合肥料

株式会社多木製肥所

九

〇

第一種複合肥料

昭和電工株式会社

三

〇

第一種複合肥料

光興業株式会社

六

〇

第一種複合肥料

住友化学工業株式会社

九

〇

第一種複合肥料

第一肥料株式会社

三

〇

第一種複合肥料

片倉チツカリン株式会社

三

〇

第一種複合肥料

日産化学工業株式会社

六

〇

第一種複合肥料

帝国化工株式会社

三

〇

第一種複合肥料

神島化学工業株式会社

三

〇

第一種複合肥料

鳥取県経済農業協同組合連合会

一五

〇

第一種複合肥料

岡村製油所

三

〇

第一種複合肥料

豊年製油株式会社

六

〇

日本興油工業株式会社
なたね油かす粉末

鳥取県告示第六百六十八号

漁業協同組合整備強化費補助金交付要綱（昭和三十六年四月鳥取県告示第二百十三号）は、昭和三十九年十二月一日限り廃止する。

昭和三十九年十二月一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十四号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十九年十二月一日

鳥取県教育委員会委員長 荻原 治郎

- 一 日時 昭和三十九年十二月三日 午前十時三十分
- 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 1 昭和四十年年度予算について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので同法同条同項の規定により告示する。

昭和三十九年十二月一日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

- 一 聴聞の期日及び場所
昭和三十九年十二月九日 午前十一時から
米子市万能町 米子警察署
- 二 聴聞当事者の住所及び氏名
1 東伯郡東伯町大字浦安二七三
自動車等運転者 定 常 凱 男

- 2 米子市富益町一、〇二四
自動車等運転者 鞍 口 一 郎
- 3 西伯郡淀江町福市二〇二
自動車等運転者 大 丸 俊 一
- 4 米子市灘町三丁目一四七の五
自動車等運転者 横 地 清 平
- 5 米子市内町一五六
自動車等運転者 光 武 政 郎
- 6 米子市大篠津町一、二九三
自動車等運転者 大 倉 里 累
- 7 米子市上後藤二〇の六
自動車等運転者 広 江 恵 子
- 8 米子市皆生九三
自動車等運転者 結 城 美 治
- 9 西伯郡伯仙町泉三四九
自動車等運転者 松 本 薫
- 10 米子市大篠津町一、六一五
自動車等運転者 山 口 長 八 郎

- 11 境港市日ノ出町八七
自動車等運転者 川 井 芳 二
- 12 境港市渡町八八二の一
自動車等運転者 松 本 歳 勝
- 13 西伯郡岸本町坂長九二六
自動車等運転者 山 浦 喜 隆
- 14 日野郡日南町下石見一、五七一の四
自動車等運転者 温 湯 正 美